

蒲郡市監査公表第 11 号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和3年5月10日

蒲郡市監査委員	草 次 英 夫
同	永 川 貴 士
同	新 実 祥 悟

(様式)

措置の通知書 (建設部 土木港湾課)

監査期間 令和3年 1月 4日から
令和3年 2月25日まで

令和2年度蒲監第69号関係分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[改善事項]</p> <p>一者随意契約の締結に当たり、支出負担行為決議書に業者選定理由が明記されていないものが見受けられたので、業者選定手続きの透明性、公平性が確保されるよう改善されたい。</p>	<p>随意契約の締結にあたっては、蒲郡市契約規則を遵守するとともに、必ず支出負担行為決議書に業者選定理由を明記し、業者選定手続きの透明性及び公平性の確保を図ることとした。</p>

(様式)

措置の通知書 (建設部 東港地区開発推進室)

監査期間 令和2年12月28日から
令和3年 2月25日まで

令和2年度蒲監第69号関係分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p data-bbox="260 533 389 568">〔意 見〕</p> <p data-bbox="276 589 834 842">東港地区の開発は本市にとって重要なプロジェクトであるため、地区の発展に資するよう、関係各所との連絡調整や官民の連携を図りながら、まちづくりを推進されたい。</p>	<p data-bbox="890 589 1449 786">まちの賑わいや活力の創造に向けては、市民が主体となり行政が支援するなどして取り組む「公民連携のまちづくり」を推進してまいります。</p> <p data-bbox="890 808 1449 1223">また、土地利用が進んでいない埋立地を中心とした整備計画は、民間事業者と対話する手法を取り入れて、民間のアイデアやノウハウ、市場性の有無、具体的な事業スキームの確保などを得ながら実現性のある計画を検討して、土地利用の実現へと取り組んでまいります。</p>

(様式)

措置の通知書 (建設部 建築住宅課)

監査期間 令和3年 1月 8日から
令和3年 2月25日まで

令和2年度蒲監第69号関係分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>〔改善事項〕</p> <p>物品購入等において、10万円以上の契約にもかかわらず、請書が徴されていないものが見受けられたので、会計事務の手引に基づき改善されたい。</p>	<p>物品購入等の10万円以上の契約においては、会計事務の手引きの要領を遵守し、適正な事務処理を遂行することとした。</p>